

◇平成27年度以降の住宅借入金等特別税額控除について

入居日	控除
平成26年3月以前	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得等の5%（最高97,500円） ※①②のいずれか少ない金額を控除とする。
平成26年4月以降	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得等の7%（最高136,500円） ※①②のいずれか少ない金額を控除とする。

※平成26年4月～平成29年12月に移住された方で、建築費の消費税が8%又は10%以外の場合においては100分の5を乗じて得た金額（最高97,500円）とする。

※平成19、20年に移住された方は、町・県民税の住宅ローン控除の対象外となります。